

「子どもの人権110番」強化週間について

1. 目的 平成24年中における法務省の人権擁護機関が救済手続を開始した人権侵犯事件数は、22,930件であり、対前年比で762件（3.4%）増加しました。

事件の特徴をみると、学校における「いじめ」に関する件数は3,988件（対前年比20.6%増加）、教職員による体罰に関する件数は370件（対前年比32.6%増加）、児童に対する暴行虐待に関する件数は873件（対前年比0.9%増加）でいずれも過去最高となっています。

このような子どもの人権問題の解決を図るための取組を強化するため、今年度も全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

2. 実施日時等

期 間 6月24日(月)～6月30日(日)の7日間
時 間 8時30分～19時まで（ただし、土、日は10時～17時まで）
場 所 津地方法務局 「子ども人権110番」
0120-007-110（全国共通フリーダイヤル・無料）

児童手当の現況届は6月中に！

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

対象者の方には、6月上旬に用紙を郵送します。中旬になっても届かない場合は、お手数ですが、子育て健康課（TEL377-5652）までお問い合わせください。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

はかりの検査を受けましょう

取引や証明用に使用するはかりは、2年に1度の検査が必要です。必ず受検しましょう。

- 日 程：7月2日(火)10時30分～15時
- 場 所：朝日町役場 駐車場
- 手数料：検査手数料は、種類や能力によって異なります。
支払いは、現金のみです。

【検査対象の計量器】

- ①商店・露店などの商品売買用
- ②病院・薬局などの調剤用
- ③病院・学校などの体重測定用
- ④生産者の生産物販売・出荷用
- ⑤工場・事業所などの材料購入・製品販売用
- ⑥農協・漁協などの物資集荷・出荷用
- ⑦運送・宅配業などの貨物運賃算出用

問い合わせ先 産業建設課 TEL377-5658
三重県計量検定所 TEL059-223-5071